

【夏合宿 第二問】

被告人 X は、広告宣伝代理店業及びゴルフ場経営等を目的とする A 株式会社の代表取締役会長を務めるとともに、ゴルフ場経営等を目的とする株式会社 B(代表取締役 C)を実質的に経営していた。

平成 12 年 2 月、A 社が多額の債務を抱えて資金繰りに窮し経営破綻の危機に迫ることを認識した X は、A 社の債務返済資金等を用意するために、A 社から赤字経営のゴルフ場を引き継ぐために新たに設立した上記 B 社を経由する迂回融資※を思いつき、株式会社 D 銀行に、B 社に対する 57 億円の融資(以下、本件融資)の申込みをした。

株式会社 D 銀行は、代表取締役頭取 E、同銀行代表取締役専務 F の意思の下、バブル崩壊以来、A 社や B 社を含む企業グループ P に継続的に巨額の融資を行っており、その多くが焦げ付くと、利息の追い貸しや期限延長を行うなどして、不良債権問題の表面化を先送りしていた。さらに D 銀行は、不良債権を企業グループ P に付け替えたり、見返り融資を前提に第三者割当増資を引受させており、本件融資を実行せずに D 銀行が A 社に対して債権の正常な回収・処理を行う結果 A 社が倒産したりすれば、それまでの異例な取引関係や D 銀行の損害が明らかになり E らは経営責任を追及される立場にあった。

X は以上のような E らの立場を十分認識したうえで、彼らが自己保身の目的から本件融資手続きを受けざるをえないと理解し、融資の前提となるスキーム(A 社の債務圧縮を実現する計画)※を E らに提案してこれに沿った行動をとり、同融資の担保となる物件の担保価値を大幅に水増しした不動産鑑定書を作らせるなどして、同融資の実現に関与した。

E らは取締役として、D 銀行が多額の不良債権を抱えて経営存続が危ぶまれていたのであるから、D 銀行の資産内容を悪化させることのないよう法令及び同銀行の定款等を誠実に遵守し、貸付けに当たっては、回収の見込みを十分に吟味し、回収が危ぶまれる貸付けを厳に差し控え、かつ、十分な担保を徴求するなどして債権の保全及び回収を確実にする任務を有していた。しかし、A 社の利益を図るとともに D 銀行に損害を加える目的をもって、上記任務に背き、A 社及び B 社が貸付金の返済能力を有さず、その回収が著しく困難であることを熟知しながら、担保価値の乏しい不動産を担保に徴求するなどしただけで、貸付金の回収を確実にするための特段の措置も講じないまま、B 社に対し本件融資を実行し、もって、D 銀行に財産上の損害を加えた。

E らに特別背任罪(会社法 960 条)が成立するとして、X の罪責を論ぜよ。

※本件迂回融資とその前提となるスキームは以下の手順を踏む。①B 社が D 銀行から融資を受ける。②B 社が A 社からゴルフ場を買い取る。③A 社はゴルフ場売却益を D 銀行や他社に対する債務の弁済のため、債券売買会社を介して自己に対する他社の債権を低額で買取り混同により消滅させるための資金に充てる。

参考条文：会社法 960 条

次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二 略

三 取締役、会計参与、監査役又は執行役

四～八 略

参考判例：最高裁平成 20 年 5 月 19 日第一小法廷決定